

ICLC 学校規約（留学ビザ）

本規約は、国際言語文化センターに入学するすべての学生が遵守すべき事項を定めたものです。

学生一人ひとりが本規約を理解し、遵守することにより、円滑で快適な学校生活の実現を目指します。

第 1 章 入学前手続および合格取消

1. 本校への入学を希望する者は、本校が定める入学願書およびその他必要書類を、指定された期日までに提出しなければならない。これらの手続が所定の期日までに行われない場合、本校は入学許可を取り消すことがある。
2. 申請書類の準備または本校との連絡において、正当な理由なく返信が著しく遅延した場合、または提出書類に不備・問題が生じ、本校の指示に従い期限内に是正が行われない場合には、円滑な入学手続が困難であると判断し、本校は入学許可または合格を取り消すことがある。

第 2 章 授業・学習および出席

1. 学生は、出席率を高く維持するよう努めなければならない。出席状況が不良と認められる場合、本校は当該学生に対し面談、指導および警告を行う。
2. 前項の指導後も改善が認められない場合、本校は経費支弁者へ報告し、必要な指導または退学を含む措置を行うことがある。
3. 授業時間帯（午前クラスまたは午後クラス）は学生が選択することはできず、クラス編成は本校が決定する。
4. 学生は、各学期に本校が実施する進級テストを必ず受験しなければならない。
進級テストの結果により、学習到達度に応じてクラス変更（午前クラスから午後クラスへの変更を含む）が行われることがある。
5. 各レベルの受講者数が本校の定める最少開講人数に満たない場合、本校は当該レベルを開講しないことがある。
この場合、本校は開講予定日の 3 か月前までに通知する。
6. 本校の授業その他学校内の活動について、事前の許可なく録音、録画、撮影を行い、またはこれらのデータを SNS 等に掲載することを禁止する。
7. 本校は、授業への出席のみで学習成果が保証されるものではなく、学生が授業時間外においても主体的に学習に取り組むことを前提とした教育機関である。
8. 学生は、本校の教育方針を理解し、授業の理解および学習到達度向上のため、必要な自主学習を行わなければならない。
9. 本校の授業は原則として日本語で実施され、授業中は教員の指示がある場合を除き、日本語を使用するよう努めなければならない。

第 3 章 授業料の支払および滞納

1. 入学前の初回納入金以降の授業料の支払いは前納制とし、次学期が始まる前月の 20 日までに授業料の 6 か月分を支払わなければならない。

対象期間	納入期限
4/1～9/30 分の授業料	3/20
7/1～12/31 分の授業料	6/20
10/1～3/31 分の授業料	9/20
1/1～6/30 分の授業料	12/20

2. 授業料が未納の場合、学生は授業に参加することができない。授業料を1か月以上滞納し、納入の見込みがないと判断される場合、本校は経費支弁者へ報告のうえ、退学処分を行うことがある。振込に要する手数料は、納付者の負担とする。

第4章 修了・卒業

1. 本校は、所定の教育課程に基づき、試験成績、出席状況、授業態度等を総合的に評価し、一定の基準を満たした者について修了または卒業を認定する。
2. 校長は、前項の認定を受けた者に対し、修了証書または卒業証書を授与する。
3. 修了または卒業時に、学費、寮費その他の未納金がある場合、修了証書または卒業証書は授与しない。

第5章 退学・除籍

1. 退学を希望する場合、学生は事前に届出を行わなければならない。退学届を提出しない場合は、除籍とする。
2. 退学処分に従わない場合、本校は校長の判断により除籍とすることがある。
3. 退学または卒業後の進路、在留資格等については、関係法令に基づき、必ず本校へ報告しなければならない。

第6章 退学処分

本校の学生は、円滑な授業運営のため、合理的な範囲において、教職員および他の学生に対し相互に尊重ある態度をもって行動し、学校運営に協力しなければならない。

これに反し、注意または指導を受けたにもかかわらず改善が認められない場合、本校は指導の継続、対応の制限、その他懲戒処分に準じた措置を講じることがある。

退学処分は、次の各号のいずれかに該当すると本校が合理的に判断した学生に対して行うことができる。

1. 入学時その他において、提出書類を含め、本校に対し重要な事項について虚偽の申告をした者
2. 本校の秩序または教育環境を著しく乱す行為を行い、注意または指導を受けたにもかかわらず、なお改善の見込みがないと認められる者
3. 出席状況、成績その他の客観的事実を照らし、本校における修業の継続が困難であり、修了の見込みがないと認められる者
4. 正当な理由なく欠席または遅刻を繰り返し、出席状況が良好でないと認められる者
5. 授業料その他の納付金の納付を怠り、本校からの相当期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なお改善の見込みがない者
6. 日本の法令に違反する行為を行い、その内容が本校の教育活動または学校運営に重大な支障を及ぼすと認められる者
7. 健康上の理由により、合理的配慮を尽くしてもなお継続的な就学が困難であると認められる者
8. 特定の民族、国籍、人種、信条、宗教、性別、性的指向、容姿その他の属性を理由として、他の学生または教職員を侮辱し、または差別的な言動を行った者
9. 本校の規則または説明に反する要求を行い、または合理的な説明・回答後も正当な理由なく同一内容又は同趣旨の主張や要望を繰り返すなど、社会通念上相当と認められない頻度または方法により職員に過度な負担を与え、学校運営に支障を生じさせ、注意又は是正を求めた後も改善が認められない者

第7章 その他

本校が定める各種届出及び申請は、学生の安全管理、在留資格の適正管理及び円滑な学校運営のために必要なものであり、学生は正当な理由なくこれを怠ってはならず、本校が指定する方法及び期限に従い、必ず提出しなければならない。

1. 本校の学生は、毎年1回、健康診断を受けなければならない。
2. 日本の法律により、学生は必ず国民健康保険に加入し、保険料を支払わなければならない。
3. 通学を含めて日常的にバイクまたは車を使用する場合は、自賠責保険だけでなく任意保険に加入しなければ使用を許可しない。許可なく使用している場合、学校規約を遵守する意思がないものとみなし、退学処分とする。
4. 本校の校舎、寮を含むすべての学校施設は、全面禁煙とする。
学校施設内において喫煙行為が確認された場合、本校は当該学生に対し指導を行う。
喫煙を行う場合は、学校施設外に設けられた地域の指定喫煙エリアを利用しなければならない。
5. 在学中は、学校運営および緊急時の連絡のため、本校が指定する連絡手段（LINE および日本国内で使用可能な電話番号）を確保しなければならない。当該連絡手段は、原則として入国後2か月以内に取得するものとする。正当な理由なくこれを取得せず、または連絡手段を確保していないことにより本校からの連絡が取れなかった場合、その結果生じた不利益については、学生がその責を負うものとする。
6. 学生は、寮を含む本校施設内において、本校の許可なく車両を駐車してはならない。これに違反した場合、または本校の指示に従わない場合、本校は必要な指導または退学を含む措置を講じることがある。
7. 本校は、事故対応、医療機関の受診その他やむを得ない事情がある場合に限り、教育活動に付随する範囲で、無償にて通訳または翻訳の補助を行うことがあるが、当該対応は補助的なものととまり、その結果について、本校に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。

私は、貴校に入学するにあたり、募集要項および学校規約を理解し、厳守することを誓います。

本規約に違反した場合には、学校からの指導または処分について誠意をもって受け止め、学校が定める適正な手続きに基づく判断を尊重します。

また私は、私の写真や映像が、学校のウェブサイト、SNS または出版物に、学校紹介のために使用されることに

- ☐ 同意します
☐ 同意しません

日付 (Date)	年 月 日
氏名 (Name in English)	
署名 (Signature)	